

【目次に掲載する件名】

企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の五に規定する格付を指定する件及び企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の四第五項第一号ホに規定する格付機関及び格付を指定する件を廃止する件

○金融庁告示第三十八号

企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の五に規定する格付を指定する件（平成五年大蔵省告示第七十号）及び企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の四第五項第一号ホに規定する格付機関及び格付を指定する件（平成七年大蔵省告示第二百二十二号）は、平成二十二年四月一日をもって廃止する。

平成二十二年三月三十一日

金融庁長官 三國谷勝範